

# 暮らしの Information

## 募集

### 非常勤・パート職員募集

#### 小学校学習支援員（1名）

■応募資格／教員免許（小・中・高）のいずれかを所持している方  
■任用期間／採用決定日～平成31年3月31日（以降更新可能）  
■業務内容／小学校において、児童の学習支援を行います。  
■学校行事（運動会、学芸会など）の補助、児童の指導補助  
■勤務時間／8時～15時30分までの間の5時間程度  
■勤務場所／町内小学校  
■賃金・待遇／時給千円※社保、雇用保険、距離により通勤手当有  
■週休二日制（土日祝）※学校行事により土日勤務の場合は振替。長期休業中は勤務がないため、その期間の賃金支給無

■申込方法／履歴書に教員免許状の写しを添えて提出  
■教育委員会学校教育課  
☎56―8018

#### 臨時保育士

■応募資格／町内在住で保育士資格保持者※近隣町村在住者は要相談  
■任用期間／12月～（6カ月後更新有、最長で平成32年3月末まで）  
■業務内容／保育業務全般  
■勤務時間／月々金曜日の8時～18時までの間の8時間程度、土曜日は交替で最大月2回程度の出勤  
■勤務場所／くっちゃん保育所ぬくぬく  
■賃金・待遇／月額15万7800円  
※経験年数により異なります※社保、雇用保険有

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください  
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

## 納税だより

### 【年末調整の時期が近づいてきました】

#### ■年末調整とは

給与所得者にとって、年末調整は確定申告に代わるものです。毎月の給与やボーナスから徴収された今年の所得税の合計額について、給与総額から算出した所得税額（年税額）と比べて、生じている過不足を清算するものです。ほとんどの給与所得者は、年末調整を受けると所得税の納税が完了し、改めて確定申告を行う必要がなくなります。

#### ■年末調整を受ける際の注意

##### ①扶養控除の申告書

勤務先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人で、平成30年中に結婚、出産、就職などにより扶養親族に異動があったときは、その都度、申告書を勤務先に提出することになります。異動の手続きが済んでいない方は、年末調整に間に合うように提出してください。また、扶養親族で平成30年中の所得が38万円（給与のみの場合103万円）を超える人は、扶養控除が受けられません。扶養親族の所得についても今一度ご確認ください。※配偶者の所得が123万円（給与のみの場合201万円）以下であれば配偶者特別控除を受けることができます

※本人の合計所得が1,000万円（給与のみの場合1,220万円）を超えると配偶者控除は適用されません

##### ②保険料控除等の申告

本人が支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料はその全額が、また、生命保険料や地震保険料などはその支払った額に応じて算出した額が、それぞれ年末調整の際に所得から控除されます。これらの控除を受けるためには、加入先から発行された「保険料等控除証明書」などの添付が必要になります。これらの書類が送付される時期です。紛失にはご注意ください。

■国税務課住民税係 ☎56-8003

■申込方法／履歴書とハローワークからの紹介状を添えて11月22日（木）までに提出  
■くっちゃん保育所ぬくぬく  
☎55―8080

#### 自衛官募集

##### 自衛官候補生（第5回）

■受験資格／採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女  
■受付期間／通年  
■試験日／男子は12月14日（金）～16日（日）、女子は12月15日（土）～16日（日）  
■陸上自衛隊高等工科学校  
■受験資格／平成31年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業および中等教育学校の前期課程修了者  
■受付期間／11月1日（木）～平成31年1月7日（月）

#### アルペンスキー少年団員募集

初心者・未経験者大歓迎！お気軽に問合せください。申込書は各学校・体育館にあります。  
■対象／小・中学生  
■活動日時／12月～3月は毎週日曜日9時～15時（グラン・ヒラフ）、1月～3月は毎週火・木曜18時45分～20時（旭ヶ丘スキー場）  
■同事務局 ☎23―2559（山本）  
■町営住宅入居者募集  
■募集期間／11月1日（木）～15日（木）

### 一般世帯向け（家族向け）

・羊蹄団地（北3東7）2階、4階  
2LDK 2戸  
応募には必要書類、所得制限などがあります。詳細は問合せ。  
■建設課住宅係 ☎56―8012

### 平成31年度入校生募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生（訓練期間1年または2年）を募集しています。  
■願書受付期間／11月1日～20日  
■選考日／12月3日  
詳しくは、国立北海道障害者職業能力開発校または最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。  
■国立北海道障害者職業能力開発校 ☎0125―52―2774

## 周知

### 赤十字講習会

日常生活の中でけがや急病、交通事故などが発生した場合に、けが人などを医師に引き継ぐまで、または救急車が到着するまでの間の正しい対処法を学ぶ講習です。  
■日本赤十字社倶知安町分区（町民環境課生活安全係内） ☎56―8005（☎23―2044）

■申込方法／氏名、住所、電話番号、生年月日を添えて「日本赤十字社 倶知安町分区」宛て  
**赤十字雪上安全法救助員養成1**  
スキーの基本、雪上での事故者の救助技術などについて学習します。

■日時／11月18日（日）9時～17時  
■受講対象／満18歳以上の救急法救急員の資格を有する者で一定のスキー技術を有する方  
■場所／東地域会館（北3東7）  
■受講料／700円（当日）  
■申込期日／11月7日（木）まで  
**赤十字救急法救急員養成講習**  
急病・けがの手当、搬送および救護について学習します。  
■日時／12月8日（土）～9日（日）9時～17時  
■受講対象／救急法基礎講習修了者  
■場所／総合体育館2階研修室  
■受講料／1700円（当日）  
■申込期日／11月28日（水）まで

### 第16回全町子ども議会

町内の各小・中・高校の代表8人が「一日議員」となって、児童・生徒の視点から町長や教育長に質問をします。議長、事務局長も、中学生が行います。どなたでも傍聴できますので、ぜひお越しください。  
■日時／11月23日（金）13時30分～  
■場所／役場3階議場  
■公民館 ☎22―4151

### 狩猟免許の取得経費補助

農作物の被害防止のため有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許を新たに取得した方に、要した経費の一部を補助します。  
■狩猟免許の種類／  
・第一種銃猟免許  
・わな猟免許  
■対象条件／  
・倶知安町の住民基本台帳に記載

### のある方

・猟友会に入会し、町が行う鳥獣捕獲に5年間従事する方  
・町税に滞納がない方  
■補助対象経費／狩猟免許試験申請手数料など  
■補助金額／補助対象経費の10分の8  
詳しくは農林課畜産林政係までお問い合わせください。  
■農林課 ☎56―8010

### わんぱくスポーツクラブバザー

日用品、おもちゃ、服、ハンドメイド品などを販売します。一般出店者も募集中です。  
■日時／11月16日（金）10時30分～12時  
■場所／世代交流センター  
■wanpaku-sc@wanpakusakura.jp

### 私道等除雪費用補助

冬季、生活道路を確保するため、私道など町除雪対象外道路（会社などの施設構内などを除く）の除雪をする地域住民に対し、除雪業者への委託金の一部を補助する制度です。  
■対象／  
○住宅3戸以上で行う延長30メートル以上の車両通行可能な道路の除排雪  
○次に該当する自力除雪が困難と民生委員が認めた町民税非課税世帯が行う延長30メートル以上の車両通行可能な道路の除排雪  
①65歳以上の高齢者世帯  
②心身障がいや疾病などの世帯  
○酪農家が行う延長が100メートル以上の乳牛運搬用道路の除雪

■補助金／予算の範囲内で補助対象

### ごとに決定

■申請手続き／建設課に備付の申請書、位置図、受益者名簿などの必要な書類を提出してください  
■申請期限／11月30日（金）必着  
■建設課 ☎56―8011

### 教科用図書に係る採択資料の公表について

小樽市を除く後志管内19町村で組織する第4地区教科書採択教育委員会協議会（以下、協議会）は、今年度、平成31年度より使用される小学校教科書および中学校「特別の教科道徳」の教科書について検討を行い、採択をしました。この採択に関する資料について、教育委員会学校教育課にて開示しています。

■閲覧期間／9月1日～平成35年3月31日まで  
公表は原則閲覧方式で、閲覧をする際に、閲覧簿に閲覧日、氏名、住所などを記入していただきます。また、資料の複写を希望される場合は有料です。

詳しくは町HPまたは教育委員会学校教育課まで

■教育委員会学校教育課  
☎56―8018

### 「児童虐待」かもと思ったら

11月は「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待とは身体的虐待や性的虐待、ネグレクトや心理的虐待などがこれにあたります。また、しつげが行き過ぎることも虐待にあたる場合があります。

出産や子育てに関する悩みがある

方は、児童相談所や町に気軽に相談ください。児童虐待かもと思ったら、すぐにお電話を

【児童相談所全国共通3桁ダイヤル】☎189（いちばやく）

※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者やその内容に関する秘密は守られます

### 人権擁護委員について

10月1日付けで町の人権擁護委員に次の方が委嘱されました。

・菊地 勇 さん

### 羊蹄山麓環境衛生組合財政運営の状況について

地方自治法第243条の3第1項、羊蹄山麓環境衛生組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、「平成30年度組合予算の上半期（4～9月）の執行状況」および「平成29年度の組合決算の概況」について、役場掲示場にて公表しています。

◎羊蹄山麓環境衛生組合

☎22-0211

### 北海道からのお知らせ

#### 個人事業税（第二期）の納期限は11月30日（金）です

個人事業税は、個人で事業を行っている方に納めていただく道税であり、税額は、昨年の事業所得から算出されます。納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。（年額が1万円以下の場合、8月の納期に全額を納めます）

◎後志総合振興局税務課

☎23-1331

#### 法人道民税等の申告等を電子で

法人道民税・事業税および地方方法人特別税の申告および各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム（エルタックス）のホームページから手続きが必要です。

■エルタックスホームページ

http://www.eltax.jp/

■道税ホームページ

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/su/zin/dshinkoku/

◎札幌道税事務所税務管理部課税第一課 ☎011-281-7834

#### 事業者（使用者）の皆様へ

##### 11月は「労働保険適用促進強化期間」

「労働保険」とは「労災保険」と「雇用保険」の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進などを図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務付けられています。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業者の方は速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）で相談ください。

◎北海道労働局総務部労働保険徴収課 ☎011-709-2311

#### 「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」が開設されました

労務管理・企業経営の専門家が無料で雇用管理改善や就業規則の見直しなどの技術的助言・提案を行います。

### 消防署からのお知らせ

11月9日は「119番の日」です

皆さんは正しい119番のかけ方をご存じですか？

場所や状況を正しく伝えられないと、消防車、救急車の現場到着が遅れ、被害が拡大したり、助かる命が助からない場合があります。

■火事・救急の別／「火事です」・「救急です」をはっきり伝える

■場所／町名・住所は正しく伝える ※目印になる施設や公園、隣家の名前など

■火災や事故・傷病者などの状況／火事や事故、体調が悪い人やけが人などの状況を正しく伝える

■通報者の氏名・連絡先／「名前は〇〇です。電話番号は〇〇-〇〇〇〇です」

もしもの際は落ち着いて、正確に通報しましょう。

	平成30年	平成29年
火災	6件	10件
救急	617件	657件
救助	27件	19件
その他	107件	141件

### まちの事件簿

―地域安全ニュース―

#### 主な事件

- ▽窃盗（空き巣）事件の発生 一般住宅から現金が盗まれる空き巣事件がありました。
- ▽窃盗（車上ねらい）事件の発生 駐車車両内から現金が盗まれる窃盗事件がありました。
- ▽窃盗事件の発生 畑から農作物が盗まれる事件がありました。

#### 交通事故

- ▽9月7日、国道5号を共和町方向に進行中、一時停止のある交差点から出てきた車両と衝突する事故が発生しました。
- ▽9月18日、町道において駐車場から出てくる車両と町道を走行する車両が衝突する事故が発生しました。

	平成30年	平成29年
人身	21件	18件
物損	551件	427件
死者	0名	0名

### 消費者コーナー

倶知安消費者協会

#### ○消費生活展

11月2～4日の間、文化祭会場（世代交流センター）で開催します。内容は、リフォームの作品、地産地消生産品の紹介、臨時生活相談などです。

#### ○道央圏各消費者協会会員に向けた研修会

倶知安消費者協会の主催で行いました。町内各施設を紹介し、今の倶知安町の姿を皆さんにPRしました。

#### ○資源ごみの分別について

資源ごみの分別の中で、ペットボトルの回収率が上がっています。せっかく回収しても資源にならないのはもったいないです。ペットボトルはふたを外して、水ですぎましょう。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）  
■月・水・金曜日 10時～15時 ☎23-1522

ます。詳しくは北海道労働局HPをご覧ください。

◎ https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

◎ 同センター ☎0800-919-1073

#### 中退共制度

「中退共制度」は国がバックアップする、中小企業の加入しやすい退職金制度です。

■掛金は全額非課税、一部を国が助成、手数料も不要で有利です

■社外積立型なので管理の手間がかかりません

■パートタイマーや家族従業員も加入できます（事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます）

■他の退職金や企業年金制度との資産移換も可能です

◎ 退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234

#### 未来につなぐ相続登記セミナー

司法書士による「相続」および「遺言」のセミナーを開催します。

■日時／11月21日（水）、13時30分～15時30分

■場所／札幌法務局倶知安支局会議室（南1東3 倶知安合同庁舎）

■申込方法※要予約／札幌法務局倶知安支局 ☎22-0232

#### 英語観光案内コンテスト開催

主催／倶知安ロータリークラブ

■対象／町内の高校に通学する生徒か町内在住の高校生

■日程／英語や観光案内に関する講義やトレーニングを11月～12月に行い、平成31年1月から2月の土日にコンテストを開催予定（調整中）

■賞品／優勝者にはオーストラリア研修旅行

◎ ようてい法律事務所（渡邊） ☎21-6228

最近、テレビや新聞で安倍首相が憲法改正を目指しているというニュースをよく目にします。皆さんも小学校や中学校で学んだと思いますが、憲法は日本の「最高法規」、つまり法律より上位にあるという意味で、普通の法律とは違います。ただ、憲法と法律とは、もっと重要で根本的なところに違いがあるので。どのような違いがあるのでしょうか？

それは、誰に向けて定められたものか（法律の世界では、「名宛人が誰か」と表現します）、という点です。法律は、国会という国家権力が国民に向けて定めたもので名宛人は国民です。これに対し憲法は、国民が国会や内閣、裁判所といった国家権力に向けて定めたもの、つまり名宛人は国と考えられています。

では、なぜ名宛人を国とする憲法が必要なのでしょう。それは、権力に制限をかけておかないと、権力者が私たち国民の権利を不当に侵害できてしまうからです。

このように、憲法とは国民が国に対して定めたルールであり、その目的は私たちの権利が不当に奪われないよう国家権力を縛ることにあります。憲法を改正すべきかどうか、改正するとしてどのような内容にすべきか、ということについてはいろいろな考え方があり、考えを一つに絞るのは難しいかもしれません。しかし、憲法改正について国会が発議をした場合、私たちには国民投票によって意思表示をすることが求められます。憲法とは何なのか、という視点を頭の片隅に置きながら、ぜひ一度憲法改正について考えてみてください。

### 憲法改正



岩内ひまわり  
基金法律事務所  
弁護士 金丸 哲大  
☎ 0135-61-4777  
FAX 0135-61-4888

おたんじょう  
おめでとう

### ごめいふくをお祈りします

10月17日（水）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人	口	15,323人	(前月比 -4)
男	7,756人	(前月比 -4)	
女	7,567人	(前月比 ±0)	
世帯数	8,074世帯	(前月比 +1)	
うち外国籍住民	630人	(前月比 +1)	